

香川県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県規則第34号

香川県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則

香川県港湾管理条例施行規則（昭和31年香川県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(パークゴルフ場等を利用することができない日)</p> <p>第8条の9 <u>パークゴルフ場</u>を利用することができない日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 水曜日（水曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）</p> <p>(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日</p> <p><u>2 会議室、シャワー室及び多目的広場を利用することができない日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。</u></p> <p><u>3</u> 知事は、必要があると認めるときは、<u>前2項</u>の規定にかかわらず、臨時に、パークゴルフ場等を利用することができない日を変更し、又はパークゴルフ場等を利用することができない日設けることができる。</p>	<p>(パークゴルフ場等を利用することができない日)</p> <p>第8条の9 <u>パークゴルフ場等</u>を利用することができない日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 水曜日（水曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）</p> <p>(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日</p> <p><u>2</u> 知事は、必要があると認めるときは、<u>前項</u>の規定にかかわらず、臨時に、パークゴルフ場等を利用することができない日を変更し、又はパークゴルフ場等を利用することができない日設けることができる。</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。